

## 横浜アリーナ センテニアルホール料金表

(単位：円、消費税等別)

### 1 センテニアルホール基本使用料 (午前9時～午後9時の間の任意の連続した8時間の使用料金です。)

項目	料金(平日)	料金(土日祝日)
入場無料の催事	400,000円	440,000円
興行(入場有料の催事)	600,000円	660,000円

※準備・撤去等の利用時は、催事項目に該当する使用料金と同額になります。

### 2 延長使用料

単位	料金(平日)	料金(土日祝日)
1時間	50,000円	55,000円

### 3 センテニアルホールの設備・備品等使用料

項目	数	単位	料金	内容
舞台システム	1セット	1日	20,000円	簡易舞台、演台、司会者台等
音響システム	1セット	1日	10,000円	スピーカー、マイク、CD等
照明システム	1セット	1日	10,000円	フォローピンスポット等
スクリーン	1台	1日	5,000円	W3,600×H2,700
折りたたみ机	120卓	—	無料	W1,800×D600×H700
スタッキングチェア	600脚	—	無料	
丸テーブル	28卓	—	無料	φ1,000、H700
幕板付折りたたみ机	7卓	—	無料	W1,800×D600×H700
空調(冷暖房を含む)	2箇所	—	無料	1/3、2/3スペースで使用可能
電動ボタン	2本	—	無料	W7,200、W9,000 15kg/m
吊りフック	4点	—	無料	耐荷重250kg
イベント事後清掃(※)	—	1日	47,700円～	最低限の使用範囲、追加清掃等別途見積

(※) イベント実施時に必ずご利用いただくものです。

- ① 上記の料金には消費税等が含まれておりません。
- ② 基本使用料金でご利用いただけるのは、センテニアルホール、センテニアルホール内の常設照明・空調・机・椅子等の一部備品となります。センテニアルホールの備品等をセンテニアルホール以外で使用する場合は料金、諸室等使用料、その他の設備・備品等の詳細につきましては、「横浜アリーナ使用料金表」をご参照ください。
- ③ 舞台、音響、照明の各システムについては、専門技術者の設営・撤去、調整、立会いが必要になりますが、上記の料金にはそのための人件費は含まれません。
- ④ 料金は2014年4月現在のものです。
- ⑤ 料金・内容等については、予告なく改訂される場合があります。

# 横浜アリーナ センテニアルホール ご利用案内



横浜アリーナオリジナルキャラクター

ヨコアrikun



株式会社横浜アリーナは「チャレンジ25」キャンペーンに参加・応援しています。

【お問い合わせ先】 **株式会社横浜アリーナ**

〒222-0033 横浜市港北区新横浜3丁目10番地



TEL 045-474-4000 / FAX 045-474-4040  
URL <http://www.yokohama-arena.co.jp/>  
携帯版 <http://www.yokohama-arena.co.jp/i/>

**株式会社横浜アリーナ**



# 横浜アリーナ センテニアルホール 利用規則

## 1. 利用の条件

- (1)横浜アリーナ内のセンテニアルホール利用者（以下、利用者といいます）は、この「センテニアルホール利用規則」を遵守していただきます。
- (2)利用者は、催物の運営に関するすべての責任を負っていただきます。（事前の準備、設営および終了後の撤去を含みます）
- (3)利用者は、利用日の10日前までに法令によって定められた届け出、およびその他必要とされる書類を関係諸官公庁に提出しその承認を得ていただきます。

## 2. 営業期間

原則として、毎年1月1日から12月31日とします。ただし、横浜アリーナ内のメインアリーナまたはサブアリーナの利用が予定されている期間は利用できません。

## 3. 利用時間

原則として午前9時より午後9時までの間の連続した8時間といたします。

## 4. 使用料

- (1)使用料は「センテニアルホール料金表」に定めるとおりです。また、使用料の支払いは前納とさせていただきます。
- (2)使用料の支払いは、株式会社横浜アリーナ（以下、当社といいます）が指定する銀行口座振込とさせていただきます。なお、振込手数料は利用者で負担願います。

## 5. 利用申込方法

- (1)利用申込の受付は、利用予定日の2ヵ月前からとさせていただきます。なお、電話等による口頭の申込、あるいは代行業者等によるものには応じかねます。
- (2)利用申込方法は次のとおりといたします。
  - ①利用希望者は「センテニアルホール利用申込書」に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。
  - ②当社は利用希望者の申込に対し、「センテニアルホール利用申込承認書」をもって利用申込の承認をいたします。この承認を得た利用希望者は、「センテニアルホール利用申込承認書」とあわせて送付する請求書に従い、請求書で定められた期日までに、使用料をお支払いいただきます。
  - ③付帯施設・設備・備品等の利用を希望する場合は、利用予定日の15日前までに「センテニアルホール備品利用申込書」を提出していただきます。
  - ④付帯施設・設備・備品等の使用料につきましては、利用日の10日前までに「センテニアルホール料金表」「横浜アリーナ使用料金表」のとおり使用料をお支払いいただきます。
  - ⑤請求書で定められた期日までに、前各号の使用料のお支払いがない場合は、利用申込の承認を取り消させていただきます。  
※当該使用料につきましては、利用日の使用実績により、一部料金の返還または追加徴収をさせていただきます。

## 6. 使用料の不還付

次の場合は、既納の使用料はキャンセル料として消費税相当額を含め全額不還付といたします。第5項の規定により、申込書を提出し当社がこれを承認した後、所定の使用料払込み前の解約の場合であっても、消費税相当額を含めた金額をキャンセル料として請求させていただきます。なお、キャンセル料は消費税法上、不課税取引となります。

- (1)利用者の都合で解約するとき。
- (2)第8項の規定による利用の内容の変更を当社が承認しないとき。
- (3)第9項の規定により、利用の承認の取り消し、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖を当社が命じたとき。ただし、新型インフルエンザ等により(株)横浜アリーナが自主的に施設の閉鎖を判断した場合に限り、消費税相当額を含む未使用の使用料金については還付することとします。

## 7. 利用の承認基準

次の場合は、当社は利用を承認いたしません。

- (1)利用内容が法令もしくは公序良俗に反するか、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2)喧騒が予想され、場内外の秩序を乱し、事故のおそれがあると認められるとき。
- (3)建物または付帯施設・設備・備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4)暴力団体、または事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、協賛もしくは後援する催物を実施するとき。
- (5)利用申込書の記載内容に虚偽があるとき。
- (6)第2項のメインアリーナまたはサブアリーナの利用が予定されている期間であるとき。
- (7)利用者またはその家族が新型インフルエンザおよびエボラ出血熱等の感染症（以下「新型インフルエンザ等（以下同じ）」という。）に感染していることが明らかな場合または新型インフルエンザ等が発症している海外に渡航し発熱等の症状があり、かつ、新型インフルエンザ等に感染している疑いが認められるとき。
- (8)その他、当社が、不適當であると認めたとき。

## 8. 利用内容の変更

「センテニアルホール利用申込書」の提出後に利用申込書に記載されている利用内容が変更になった場合は、所定の用紙をもって当社に変更を届け出て、承認を得ていただきます。

## 9. 承認の取り消し、利用の中止、再利用の禁止、施設の閉鎖

次の場合は、当社は、利用の承認を取り消し、利用の中止を勧告し、または再利用を禁止することがあります。

- (1)「センテニアルホール利用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。
- (2)当社が承認した利用内容を無断で変更したとき。
- (3)請求書で定められた期日までに、所定の使用料のお支払いがないとき。
- (4)第1項に定める関係諸官公庁の承認を得ていないとき。
- (5)第7項各号に該当する行為または行事があるか、もしくは予想されるとき。
- (6)新型インフルエンザ等が国内で発生した場合は、施設を閉鎖する場合があります。施設の閉鎖は、行政による自粛要請、閉鎖勧告および閉鎖命令があった場合、または首都圏の類似施設等の動向を見極めつつ、自主的に(株)横浜アリーナが閉鎖すべきと判断した場合に実施することとします。
- (7)その他「センテニアルホール利用規則」に違反し、または当社の指示に従わないとき。

## 10. 遅延損害金

(株)横浜アリーナに対して、使用料金等のお支払いが所定の期日より遅れた場合には、当該金額に対し、支払期日の翌日から支払完了に至るまで、年10.0%（年365日の日割）の割合で計算された遅延損害金をいただきます。

## 11. 利用権の譲渡、転貸の禁止

理由のいかんにかかわらず、利用者が利用の権利を第三者に譲渡あるいは転貸することは認めません。

## 12. センテニアルホールの利用にあたっての注意事項

- (1)利用者は、催物を安全かつ円滑に実施するために、利用日の1ヵ月前までに当社と催物の運営について打ち合わせを実施してください。
- (2)利用者は、第1項3号により、関係諸官公庁に届け出等を提出する際は、事前に当該書類の記載内容につき、当社の承認を得ていただきます。
- (3)利用者は、次の行為を行ったり、行わせてはなりません。
  - ①場内への危険物および火気の持ち込み。
  - ②指定場所以外での喫煙。
  - ③著しく酒気を帯びていると認められる状態での入場。
  - ④場内への飲食物の持ち込み。
  - ⑤場内への下駄、木製サンダル等のすべりやすく、床を損傷するおそれのある履物での入場。
  - ⑥場内外での寄付、宣伝、ならびに販売行為。
  - ⑦場内外でのチラシ、ポスター等の配布。
  - ⑧場内外での旗、のぼり等の掲揚、看板等の設置、貼紙ならびに釘打ち。
  - ⑨場内へのペット等動物の持ち込み。
  - ⑩物を投げる、顧客の頭上に飛び込む、暴れる、飛び跳ねる、客席から身を乗り出すなどの危険な行為。⑪その他、当社が不適當と認めた行為。  
※ただし、前号①、②については、所轄消防署の承認を受けた場合は、この限りではありません。  
※ただし、前号④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨について、あらかじめ当社が承認したものについてはこの限りではありません。  
※上記項目を守っていただけなかった場合に、主催者ならびに来場者に損害が発生しても、当社は賠償責任を負いません。

## 13. 騒音・振動等の低減措置

利用者は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に定める、騒音・振動に関する環境基準に基づき、騒音・振動の低減対策について、所要の措置を講じてください。

## 14. 原状回復の義務と利用者の損害賠償責任

- (1)利用者は、催事終了後には、必ず施設・設備を原状に回復してください。原状回復を確認する当社の点検終了をもって利用の終了とさせていただきます。また、第9項の規定により、当社からの勧告により利用を中止したときも同様といたします。
- (2)利用者、関係事業者および来場者が、センテニアルホールもしくは付帯施設・設備・備品等を汚損または滅失したときは、利用者は、ただちに当社に報告し、当社の立ち会いのもと、その状況を確認してください。なお、これにより生じた損害は、利用者から当社に対して賠償していただきます。

## 15. 安全管理の義務

- ①利用者は利用者、出演者、参加者または観客などに事故が生ずることが無いように安全管理に努める義務があります。（事前の準備、設営および終了後の撤去まで含みます。）
- ②利用者は、安全管理に関して事前に当社と協議のうえ、その指示に従っていただきます。

## 16. 横浜アリーナの免責および損害賠償責任

- (1)第9項の規定により利用の承認が取り消された場合、利用の中止を命じられた場合、再利用の禁止を命じられた場合および施設の閉鎖を命じられた場合、あるいは第8項の規定により利用内容の変更が承認されない場合において、利用者がこれにより損害を受けても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (2)天災地変等の不可抗力により、センテニアルホールもしくは付帯施設・設備・備品等が損壊し、利用予定日の利用が不可能となる事態が生じた場合、利用者がこれにより損害を受けても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
- (3)火災、停電、盗難その他の事故で利用者、出演者、来場者等に事故が生じた場合、当社は故意または重大な過失がないかぎり、その損害を賠償する責任を負いません。

## 17. 附則

本「横浜アリーナセンテニアルホール利用規則」は予告なく改訂される場合があります。